

特に定めた契約条件

余熱利用施設改修工事に係る契約条件のうち、特に定めた事項は次のとおりとする。

1 契約金額の支払条件

- (1) 契約金額の支払条件については、当該予定価格による支払限度額は下記のとおりとする。ただし、変更がある場合には、別途変更契約書により金額を変更するものとする。

平成31年度（2019年度）支払限度額1,055,890,000円

- (2) 前金払いは行わないものとする。